

第7回合併協議会

議員定数など 12協定項目提案される

9月25日、第7回合併協議会が開催され、12項目の協定事項が提案されました。次回、10月15日の第8回合併協議会で、これらの提案のうちいくつかが議決される見込みです。

①新市議員定数 46名とし、定数特例も在任特例も適用せず、新市の設置日から50日以内に選挙を実施する、2回目の選挙より1選挙区とする、と提案。

市町名	議員数	現定数	新定数
大垣		28	23
養老		21	5
上石津		12	1
垂井		18	5
関ヶ原		12	1
神戸		14	3
輪の内		15	1
安八		16	2
墨俣		10	1
池田		18	4
計		164	46

②農業委員の定数及び任期 「合併時に統合、定員40名」などが提案される。

③地方税の取り扱い 「都市計画税」があるのは現行では大垣市のみ、合併に伴い9町も「大垣市の例により調整」という提案。但し5年間は現行のまま。他に人口30万人以上になると事業所得税の課税が可能になります。

④地域審議会の設置 大垣市を除いて9町に地域審議会を設置すると提案。

⑤財産の取り扱い 10市町の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐと提案。

その他、一般職員の身分、特別職員の身分、条例・規則など、一部事務組合等、公共的団体等、町名・字名、慣行などの取り扱いが提案されました。

なお、10月以降は合併協議会の回数が月2回となりました。ぜひ傍聴にお出かけください。



西濃10市町の合併は 住民参加の町づくりにならない

合併で議員定数が減り、今まで10数人の議員がいた町ではわずか1～2名となり、民意が十分反映されません。第7回の合併協議会では、町の委員から「地域自治組織」の設置要求があいつぎました。この「地域自治組織」は地方制度調査会の中間報告で出されたもので、議決機関や執行機関を有する法人格のある組織です。しかし、合併協議会に提案されているのは合

併特例法に基づく「地域審議会」です。この審議会は「期限付き」で「合併前の懸念を払拭する」ことが目的で、委員の公選や一定の予算の執行など自治権が保証されたものではありません。

少子高齢化の社会こそ、住民参加の町づくりで・・・

合併の必要性にきまって持ち出されるのが「少子高齢化」ですが、「今回の大合併とどうかみあうのか理解しがたい」というのは垂井町の所秀雄さん。全く同感。少子高齢化社会であればあるほど、人と人との心の通い合うまちづくりが必要で、なるべく小さな単位〔小学校区〕で、自分達の問題を自分達で決定することが大切です。それが地方自治の本旨です。

垂井町の所秀雄さんは『誰がための大型合併か 住民には自立の道がある』という冊子を自主出版されました。ご希望の方は申し出てください。

